

近畿中部防衛局達第17号

近畿中部防衛局の契約相手方工場等に長期間勤務させる職員の取扱いに関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

契約相手方工場等に長期間勤務させる職員の取扱いに関する達

改正 令和2年12月28日近畿中部防衛局達第3号

(趣旨)

第1条 この達は、近畿中部防衛局において、契約相手方工場等を勤務地として長期間（1箇月以上をいう。以下同じ。）勤務させる場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務官署の指定等)

第2条 近畿中部防衛局の職員を契約相手方工場等に長期間、当該職員の住居から直接勤務させる必要がある場合は、局においては局長が、支局においては支局長が、事務所においては事務所長が、別記様式「勤務官署配置指定通知書」により当該工場等を勤務官署として指定するものとする。

2 勤務官署の指定を解く場合は、指定の手續に準じて処理するものとする。

(出勤簿の管理)

第3条 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号)第12条に規定する所属長又は自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号)第2条の2第1項に規定する所属長は、契約相手方工場等に長期間勤務させる職員の出勤簿を当該工場等に備え、その勤務させる職員のうちから勤務時間管理員を指名し、責任をもって管理させるものとする。

(通勤手当の支給)

第4条 第2条第1項により勤務官署として指定した場合、人事院規則9-24(通勤手当)第2条第1項に規定する勤務官署とみなして、通勤手当を支給するものとする。

(在勤官署に勤務する職員)

第5条 第3条及び第4条については、防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛庁訓令第109号)第2条第1項第4号の規定に基づき指定された在勤官署に勤務する職員についても準ずるものとする。

(その他)

第6条 この達の実施に関し必要な細部事項は、総務部長、東海防衛支局長及び防衛事務所長が定める。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附則（令和2年12月28日近畿中部防衛局達第3号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式

勤務官署指定第 号
年 月 日

勤務官署配置指定通知書

(株)

工場内に配置する。
(の配置を解く。)

官職氏名 (階級)

(年 月 日付)

○ ○ ○ ○ ○ 局長
(○ ○ ○ 事務所長)

官職氏名